

借換等貸付のご案内

兵庫県中小企業融資制度の既往借入金等について、借換により毎月の返済負担額を軽減し、資金繰りの改善を図ります（複数資金の一本化を含む）

1 融資対象者

県内で1年以上同一事業を営む方で、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ(4)に該当する方。

((1)(2)の借入は、申込時点で融資実行後2年を経過し、元金の約定返済がなされていることが必要です。)

- (1) 兵庫県中小企業融資制度の借入残高がある方。
- (2) 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある方。
- (3) (1)又は(2)の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資（神戸市以外の市町融資制度及び金融機関との提携保証を除きます。）の借入残高がある方。なお、その保証付融資は、当初の保証額から2割以上の返済実績があり、かつ、借換対象資金の借入残高のうち1/2以上は、(1)又は(2)の融資によるものであることが必要です。
- (4) 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込みのある方。
(適切な事業計画書の提出が必要です)

2 対象資金

既往借入金の返済資金、融資実行に必要な諸経費

なお、借換資金に加え、当初借入額を上限に追加融資が可能（月々の返済額を増やさない程度）

- ※ 兵庫県中小企業融資制度のうち、短期資金〔一括返済分〕、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付〔一括返済分〕は対象になりません。
- ※ 神戸市中小企業融資制度のうち、短期資金〔一括返済分〕、産業立地促進資金融資、季節資金〔一括返済分〕及び神戸市CLO借換融資は対象になりません。

3 融資条件

融資限度額	1億円
融資利率	年1.50%
融資期間	10年（うち据置1年）以内
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

4 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

5 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

6 その他

- (1) 諸経費の内容は、融資実行に必要な信用保証協会の保証料、融資契約の締結、抵当権設定等に伴う印紙代、印鑑証明書、商業（不動産）登記簿謄本の証明書発行手数料です。
- (2) 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。